

墨田区特別養護老人ホーム

たちばなホーム

ご利用案内

墨田区立花3-10-1

TEL : 03-3613-8718

FAX : 03-3617-8428

お問い合わせ 相談課 日景純

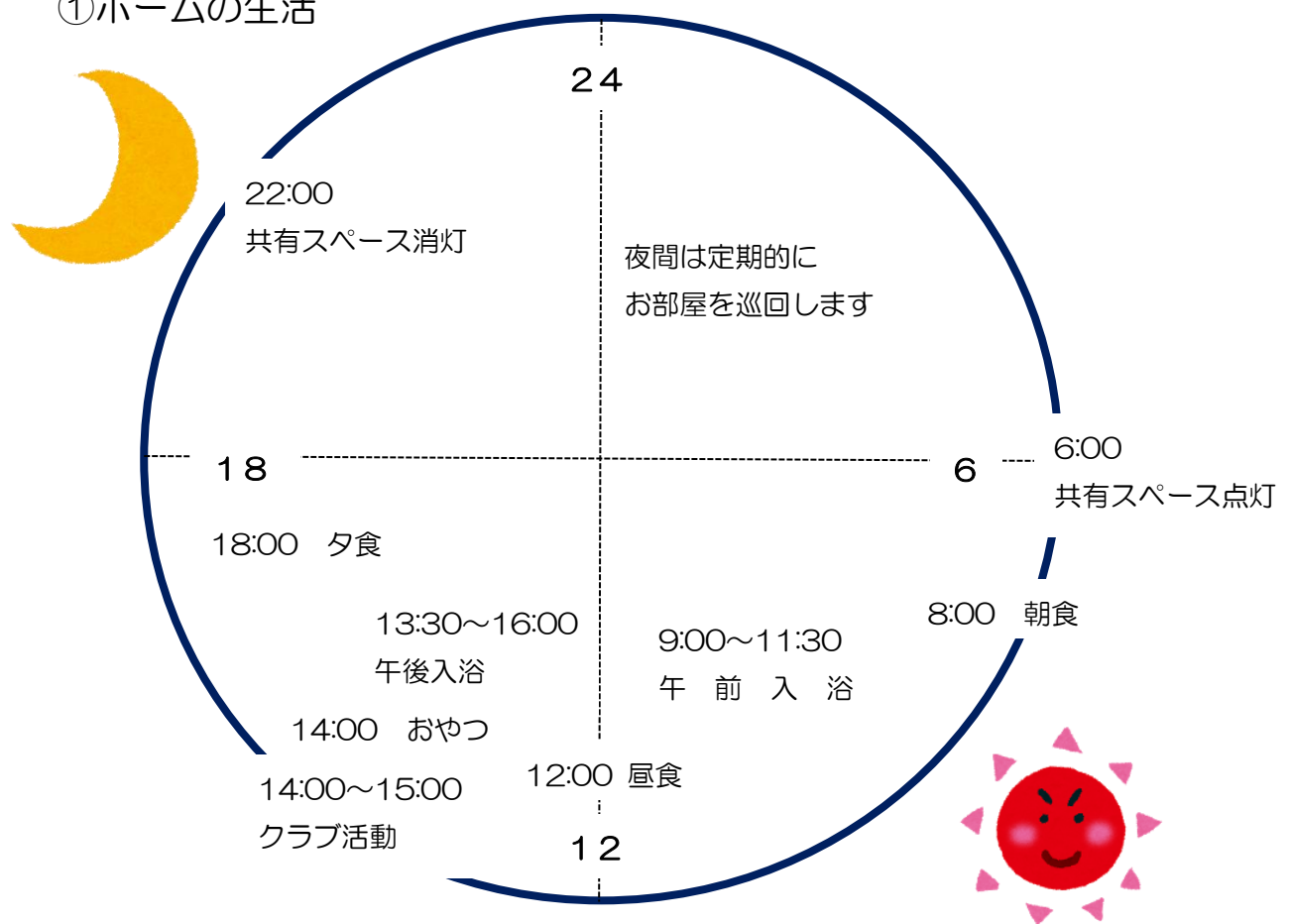
1. たちばなホームとは？

たちばなホームは、お体が不自由になるなどの理由で、ご家庭での生活が困難になった高齢者の方々の為の老人ホームです。介護保険介護認定で要介護3～要介護5と認定された方が入居できます。（要介護1・2の方は特例要件に該当する方のみ）**要介護4・5の方が優先的に入所**となり、要介護3以下の方は、入所までお待たせする場合があります

お体の状態に合わせて、日常生活全般をお手伝いするサービスを受けることができ、日々の生活を職員・ご家族・地域のボランティアの方々が協力して支えています。

ホームに入られても、出来る限り「自分らしさ」を大切に生活を送って頂く為に、皆さまと居心地の良い、温かい雰囲気を持ったホームをご一緒に作り上げていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

①ホームの生活



皆様のご要望を取り入れた、施設サービス計画書(ケアプラン)を作成し、それに基づいたサービスを提供しています。

②こんなサービスがご利用になれます

職員は皆さまに次のようなお手伝いをさせていただきます。

お一人お一人のお体の状態やご希望に合わせてサービスを提供しています

お食事

お体に合わせた 食べやすいお食事をご用意しています。

<主食>

- ・ ご飯、軟飯、全粥、ミキサー粥、ゼリー粥

<副食>

- ・ 普通食(一般的なお食事)
- ・ 一口大食(普通食を食べやすい大きさ(2~3cm 加工)したお食事)
- ・ ソフト食(普通食のおかずを刻み、再成型したお食事)
※ゼリーの中に食材のつぶつぶが入っているイメージ
- ・ ミキサー食(普通食のおかずをすりつぶしたお食事)
※料理や食材等の水分量により仕上がりが異なります(水が出る 固くなる)
- ・ ゼリー食(ミキサー食を再成型したお食事)
※ミキサー食同様、料理や食材の水分量により仕上がりが異なります

<その他>

ご病気により食事制限が必要な方はご相談ください。

お一人で食べられない方は、お手伝いしています。

管理栄養士による、栄養ケア計画を作成し、おいしく安全なお食事を提供しています。



排泄

定時の排泄援助の他、随時、ご希望時にお手伝いしています。トイレは各お部屋についています

- ・オムツ交換
- ・トイレ誘導
- ・時間ごとのお声掛け

ポータブルトイレや尿器などのご使用もできます



入浴

週2回 ご入浴できます。浴槽は3種類ご用意しています。

- ・一般浴…月曜日、木曜日に実施しています。
3段の階段を昇り降りして浴槽に入ります。
- ・座位浴…月曜日、木曜日に実施しています。
車輪のついたシャワーチェアで浴槽に入ります。
- ・臥位浴…火曜日、金曜日に実施しています。
ストレッチャーで寝たまま浴槽に入ります。

整容・更衣

洗面所は各お部屋についています。

- ・おしぼりの準備
- ・整髪 ・化粧
- ・義歯洗浄 ・髭剃り(電気シェーバーのみ)
- ・着替えの準備、更衣 ・洗濯

季節に合わせたお洋服の準備をお願いします。

衣類は、洗濯機で洗えるもののみ、お預かりします。



リハビリ

機能回復訓練員による、専門的なリハビリや、介護職員による生活リハビリが受けられます。集団体操やレクレーションを取り入れた、プログラムもあります。

個別訓練指導計画書を作成し、定期的な評価を行っています



③趣味・嗜好品について

(1) テレビ、ラジオ

各階の食堂にテレビ、DVD が設置してあります。ご自分の居室に専用のテレビを置く事も出来ます。(電気代1日10円) テレビの大きさは20インチくらいが適当です。多床室の場合はテレビ、ラジオの音が同じお部屋の方の迷惑とならないように、イヤホンをご使用下さい。



(2) 電話

各階フロア内と1階ロビーに公衆電話が備え付けてあります。ご自由にお使い下さい。テレホンカードをご使用される方は、1階をご利用ください。

携帯電話は他の方のご迷惑にならないように、ご使用ください。



(3) 図書、新聞

2階談話コーナーに地域の図書館から貸し出された図書コーナーがあります。毎月一回、図書館の訪問があり、借りたい本をリクエストすることが出来ます。

新聞・雑誌を定期購読されたい方は個人購読手続き(自費)をお願いします。

(4) 飲酒

お酒は医師から制限される場合を除き、ご自由にお召し上がりください。ただし、ご自分の健康を考え、また、他の方のご迷惑にならないようにお楽しみ下さい。



(5) おやつ、飲み物

医師から制限される場合を除き、好きな物を召し上がりになれます。安全面を考え、お持ちになられる食品のアドバイスをさせていただきます。

施設の食事で、体調の変化や体重の変化を確認するため、入所後しばらくの間はお持ち込みをご遠慮ください。

居室に冷蔵庫をお持ち込みになる事も出来ます。(電気代1日25円)

食中毒の心配される夏季期間(6月～9月)については生ものなどの食品持ち込みを制限させていただきます。また、年間を通して、家庭で作ったもの、賞味期限の記載のないもの、のどに詰まりやすいものは、持ち込みをご遠慮ください。詳しくは館内の掲示をご参照ください。



(6) 行事、クラブ活動

季節にちなんだ行事(初詣、花見、敬老会等々)を開催しています。ぜひご家族様も一緒にご参加ください。

お花、手芸、ハンドベル等のクラブ活動を実施しています。ご希望の方は職員までお申し出ください。材料費等の実費を頂戴しております。



(7) 理美容

毎月1回理美容サービス(外部)を実施しております

カット…2750円

ヘアマニキュア…8800円

パーマ…8800円

④居室について

居室は、個室・2人部屋・4人部屋をご用意しております。

利用者様の心身機能や病状によって、フロア、お部屋タイプをご案内させていただきます。

途中で病状の変化、フロア構成のバランス等により居室の変更をお願いすることもございます。ご協力をお願いします。

入院・外泊等で居室を利用されない期間もお部屋代の請求があります



⑤ご面会について

ご家族やご友人が訪ねてこられる事は、何よりの楽しみになります。いつでもご自由にお越しください。

朝6時から夜7時半までは、正面玄関が開いておりますが、それ以外の時間帯は戸締りの都合上、事前にご連絡をお願い致します。

なお、ご面会の際 次の事をお願いします。

- (1) 面会簿にご記入いただき、「面会者」の札を首から下げてください。
- (2) 抵抗力の弱い高齢者が生活しておりますので、風邪など体調の不安のある方のご面会はお控えください
- (3) フロアに上がる前に、手洗い・うがいをお願いします。また、風邪の流行する冬季期間(11月～3月)はマスクの着用をお願いします。マスクはご持参頂くか、1階事務所で販売もしております。
- (4) 飲食物の持ち込みについては、体調への配慮や健康管理の為、職員にご相談下さい
- (5) 同室の方へのお心遣いは、疾病等での食事制限の方もいますので、ご遠慮ください。また職員へのお心遣いも不要です
- (6) エレベーターの使用にしましては、ご利用者の単独外出を防ぐためにも、扉が閉まったことをご確認ください。



⑥外出・外泊について

安全のため、ご家族の付添が必要になりますが、外出や外泊も自由に行えます。

外出や外泊は単調になりがちなホームの生活の中で、良い気分転換になりますので、ご本人の体調を考慮しながらご計画頂ければと思います。御心配な点がありましたら、ご遠慮なくご相談ください。

外泊・外出の際には、事前に外泊届・外出届のご提出をお願いします。(お散歩は不要です)



2. 健康管理・入院について

ホームでは医師、看護師を中心として皆様の日常の健康管理をさせていただきます。但し、特別養護老人ホームはあくまでも生活施設ですので、医療機関で行われるような積極的な治療(点滴等)は行えません。ホームでの医療的対応の範囲を超えた際には、協力医療機関を始めとした外部の医療機関への受診、入院をして頂きます。

<医療機関受診、入院の際、原則的にご家族にお願いすること>

- ・入院に際しての諸手続き
- ・費用の支払い
- ・日用品の補充
- ・衣類の洗濯
- ・病状についての確認 等

退院後ホームでの介護等に変更が必要になる場合がありますので、入院中の病状など、医師から説明があった際は、その都度ご連絡ください

たちばなホーム協力医療機関

- ・賛育会病院（総合病院）
- ・墨田中央病院（総合病院）
- ・大越歯科医院（歯科）



3. 入所時の持ち物について

①持ち物

<保険証類>

- ・介護保険証
- ・介護保険負担割合証
- ・健康保険証（後期高齢者医療費保険者証等）

お持ちの方のみ

- ・介護保険負担限度額認定証
- ・医療保険標準負担額認定証
- ・身体障害者手帳
- ・公費負担医療受給者証
- ・高齢者受給者証

<日用品>

- ・洗面用具（歯ブラシ 歯磨き粉 コップ 入れ歯洗浄剤 義歯ケース 洗口液等、ご利用の物をお持ちください）
- ・衣料品（下着 パジャマ 普段着 外出着 靴下等）
- ・車椅子、杖などの自助具で現在お使いの物
- ・はきもの（室内用 屋外用…履きやすく安全な物）
- ・テレビ、ラジオ、時計等生活用品
- ・電気カミソリ

その他収納の許す範囲で、なじみのある生活用品、趣味や思い出の品などお持ちください。 居室の収納はおよそ床頭台1、衣装ダンス1、吊戸棚1と限られています。季節ごとの衣類の交換をお願いします。

<その他>

- ・2週間分の薬(内服薬 貼付薬 目薬 軟膏等)

※持ち物には全て、油性マジック等でお名前の記入をお願いします。

<ホームでご用意できる日用品>

- ・トイレットペーパー
- ・オムツ等の排泄用品
- ・シャンプー、リンス
- ・浴用石鹸
- ・バスタオル、タオル
- ・布団、枕、リネン類
- ・洗濯石鹸

4. 利用料金

1 か月入所料金目安

令和元年10月

<個室>

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階		
				利用者負担 1割	利用者負担 2割	利用者負担 3割
要介護1		47,461	67,261	106,291	129,452	152,613
要介護2		49,869	69,669	108,699	134,268	159,837
要介護3		52,348	72,148	111,178	139,226	167,274
要介護4		54,757	74,557	113,587	144,043	174,499
要介護5		57,129	76,929	115,959	148,788	181,617

<多床室>

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階		
				利用者負担 1割	利用者負担 2割	利用者負担 3割
要介護1		45,961	53,761	96,811	119,972	143,133
要介護2		48,369	56,169	99,219	124,788	150,357
要介護3		50,848	58,648	101,698	129,746	157,794
要介護4		53,257	61,057	104,107	134,563	165,019
要介護5		55,629	63,429	106,479	139,308	172,137

※介護保険負担限度額認定証をご提出ください。ご提出いただいた月からの減額適用となります。

※1か月を30日で計算しています。食費居住費を含んでいます。外泊・入院等で居室をご利用されない期間も居住費の請求があります。

※第1段階の生活保護受給者は、収入に応じた一部負担金があります。生活福祉課の担当ケースワーカーにお問い合わせください。

※実際の料金計算については、「1ヶ月間に利用した介護給付費単位の合計×10.9」で計算されるため、若干円の誤差が生じます。

※体制加算(日常継続支援加算 看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ 夜勤職員配置加算Ⅲ 個別機能訓練加算 精神科医療指導加算 栄養ケアマネジメント加算)を含んでいます

※個別の加算(経口維持加算 経口移行加算 療養食加算 外泊時費用 初期加算 看取り介護加算 排泄支援加算 褥創マネジメント加算 低栄養リスク改善加算 再入所時栄養連携加算 生活機能向上連携加算)は含んでいません

※上記の他に医療費(診察料・薬代は医療保険に基づく自己負担分)・実費の請求があります

実費

電気使用料(料金改定は別途通知)	1日 テレビ 10円 冷蔵庫 25円
フラワーアレンジメントクラブ費	実費(800~1000 程度)
理美容 利用料	カット 2700 円~
私物等廃棄処分	45L ごみ袋 1 個 310 円
文書料(入居証明書、死亡診断書等)	実費を頂きます。

④料金の支払いについて

利用料金は、利用月の翌月中旬に請求書が発送されます。お支払いについては、月末までに

- ・指定口座からの引き落とし
- ・窓口でのお支払い
- ・振り込みでの納入

にて、お支払いください。



5. 退所、契約解除について

たちばなホームでは、利用期間に期限は設けていませんが、ご利用者の皆様や職員の健康で安全な生活をお守りできない場合は、契約解除をお願いする場合がございます。

①医療的処置が必要となった場合

- ・医療機関に入院し、3ヶ月以内に退院が見込めない場合。又は3か月経過しても退院できない場合。
- ・経管栄養…胃瘻の場合受け入れが可能ですが、受け入れ人数に制限があります。
- ・尿カテーテル…受け入れは可能ですが、男性のカテーテルの交換は病院で行います。体調にもよりますが、頻回な交換が必要な際は、対応できない場合があります。
- ・ストマ…ツープースのストマをご使用の場合は受け入れが可能です。
- ・吸引…看護師の勤務時間帯(8:00～17:30)のみ吸引が可能です。
- ・在宅酸素…酸素ボンベ又は酸素濃縮器の取り扱いは看護師の勤務時間帯(8:00～17:30)のみ可能です。
- ・インシュリン…看護師の勤務時間帯(8:00～17:30)のみ接種が可能です。
- ・その他、常時医療行為が必要な場合



②その他

- ・利用料金の支払いが正当な理由なく3か月支払われなかった場合。
- ・ご利用者・ご家族が職員や他のご利用者様に、契約を更新し難いほどの背信行為（暴力等集団生活が難しい行為やハラスメントなど）を行った場合。
- ・要介護認定で非該当、または要支援と認定された場合
- ・要介護認定で要介護1・要介護2と認定され、かつ、特例要件に該当しない場合。